## 片岡駐在所だより

編集・発行 矢板警察署 片岡駐在所 48 - 0110

(令和6年12月号)

# 強盗事件に注意して下さい!

関東を中心に、一般住宅を対象とした強盗事件が発生しています。パトロールを強化していますが、各家庭において も防犯対策を行いましょう。





他人に個人情報を教えなり!

複数の防犯対策をして被害防止を!

- 確実に鍵をかける。
- センサーライトや防犯カメラなどの防犯機器を設置する。
- 窓に補助錠や防犯フィルム等を設置する。安全な場所に避難し、110番通報する。

犯罪や事故に当たるのか 分からないけれど、ストーカー やDV・悪質商法など警察 に相談したいことがある ときには、警察相談専用電話 「井9110」番をご利用 ください。全国どこからでも 電話をかけた地域を管轄す る警察本部などの相談窓口 につながります。



### 令和6年11月1日道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

## 運転中のながらスマホ





スマートフォンなどを手で保持して、自転車に 乗りながら通話する行為、画面を注視する行為 が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や 同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備 されました。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

[運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は 自転車運転者講習制度の対象になります。

### 自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復 して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮新器切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。